

南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策

令和4年1月19日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

南相馬市民の皆さまへのお願い

■期間 1月21日(金)～
2月6日(日)

不要不急の外出自粛

南相馬市の事業者の皆さまへのお願い

■期間 1月21日(金)午後8時～2月7日(月)午前5時

午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛
(酒類の提供は午後7時まで)

- 対象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた次の施設
 - ・接待を伴う飲食店
 - ・酒類を提供する飲食店

※ふくしま感染防止対策認定店、非認定店の区別はありません。
※ワクチン・検査パッケージ制度による人数制限緩和は適用しません。
- 地域 **南相馬市全域**
- 協力金 時短営業に御協力いただいた場合、**協力金**を支給
(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))
- 問い合わせ窓口：**福島県時短要請コールセンター**
電話：024-521-8562 (受付時間9時～17時)

その他の対応

- 専門学校** 感染リスクの高い活動(例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。
- 小・中・高等学校** 感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など感染防止対策の徹底をお願いします。
(※小中学校：南相馬市内、高校：双葉郡を除く相双地区)
- 医療機関、高齢者・障がい(児)者施設** 感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。